

検査の現状等

平成30年12月10日、11日

関東財務局

証券検査指導官 石川 淳一

目次

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等
2. 証券モニタリングの目的
3. 検査実施状況

II 最近の主な指摘事項等

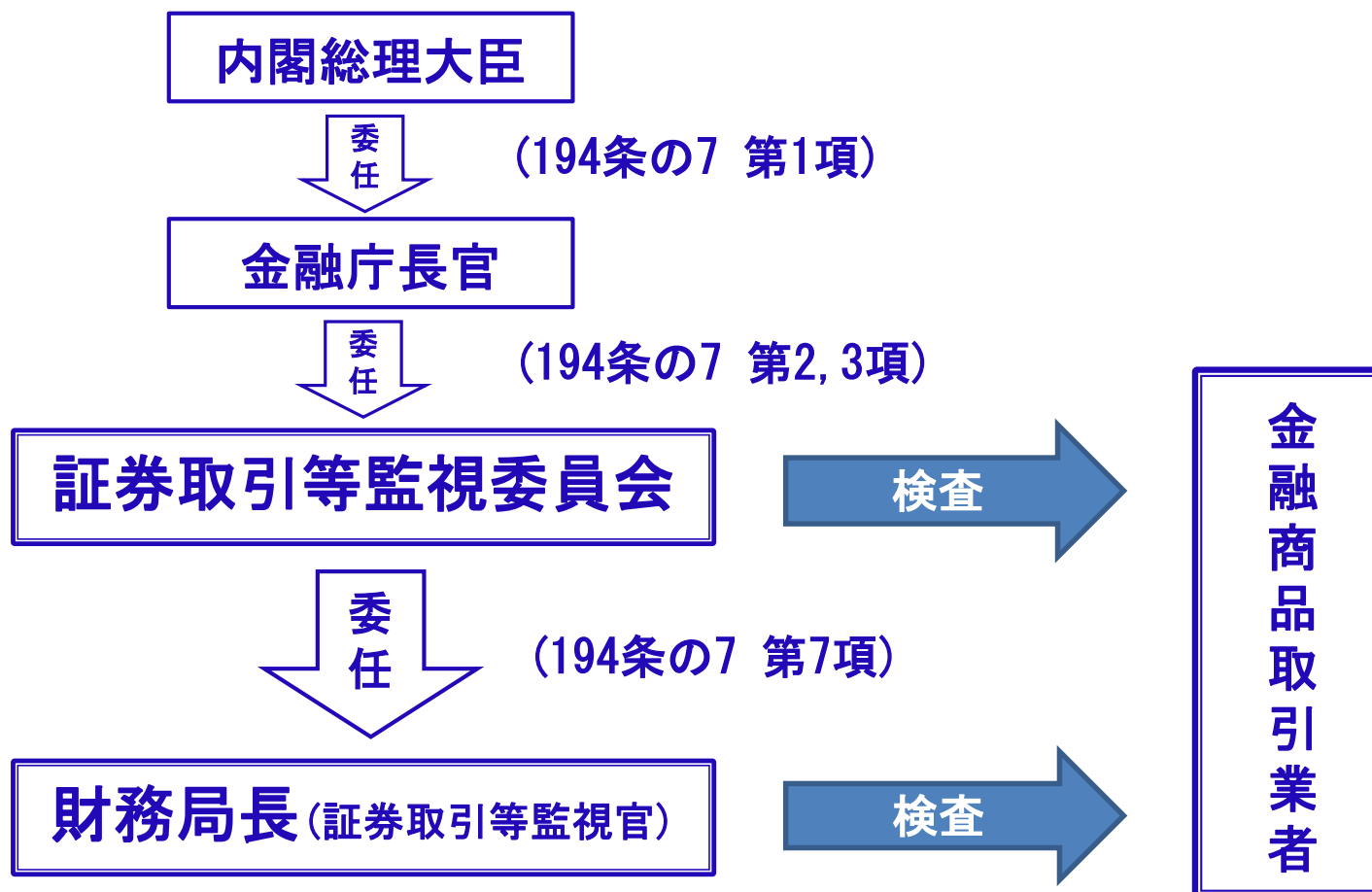
- 行政処分勧告

III 最後に

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等

➤ 金融商品取引業者に対する検査権限 (56条の2)



1. 検査権限等

➤ 財務局における検査

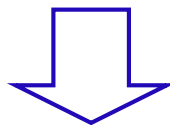
財務局の検査は、証券監視委が中期活動方針で掲げる「使命」「目指す市場の姿」「価値観」を踏まえ、

✓ 証券モニタリング基本指針

✓ 証券モニタリング基本方針

✓ 金融商品取引業者等検査マニュアル 等

を遵守して所管の金融商品取引業者等に対して検査を実施



財務局と証券監視委が一体的な証券モニタリングを実施

1. 検査権限等

金融商品取引業者の登録状況

平成30年3月末現在

| 監理 財務局等 | 金融商品取引業者 | | | | | 登録 金融機関 | 金融商品 仲介業者 | 適格機関投資 家等特例業務 届出者 | 金融商品取引 業者等 計 |
|--------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|--------------------|
| | 計 | 第一種 | 投資運用業 | 第二種 | 投資助言・ 代理業 | | | | |
| 計 | 2,823 | 294 | 370 | 1,174 | 985 | 1,043 | 860 | 2,235 | 6,961 |
| 関東 (全国割合) | 1,673 (59.3%) | 143 (48.6%) | 136 (36.8%) | 699 (59.5%) | 695 (70.6%) | 278 (26.7%) | 400 (46.5%) | 2,083 (93.2%) | 4,434 (63.7%) |
| 金融庁 | 693 | 78 | 224 | 214 | 177 | 71 | 0 | 1 | 765 |
| 他局計 | 457 | 73 | 10 | 261 | 113 | 694 | 460 | 151 | 1,762 |

※同一業者が複数の登録を受けている場合があるが、重複を考慮せず、登録ごとの計数を記載

2. 証券モニタリングの目的

➤証券監視委の使命 ～中期活動方針～

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

➤証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

～全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場～

＜主な構成要素＞

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

(1) 平成30年度 証券モニタリング基本方針

○ 証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。
- オンサイト・モニタリングでは、問題の全体像を把握し、実効性のある再発防止策につなげていく。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

(2) 今事務年度の取り組み方針

- 投資家の高収益商品への期待を反映した取扱商品を拡大する動きや、新たな業務への進出を図るなど、従来の手数料収入に依存したビジネスモデルを変更する動きに着目したリスクアセスメントを行う。
- 以下のような状況が把握される場合等を中心に、今事務年度においては、積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行う。
 - 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
 - リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況
(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
 - 分別管理が適正に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- この他、無登録業者に関する情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行う。

(3) 規模・業態別の主な検証事項

➤ 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

➤ 第二種金融商品取引業者

ソーシャルレンディング業者を含む第二種金融商品取引業者については、高利回りを謳うファンドや出資対象事業の实在性等に着目したモニタリングや、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、高リスクと考えられる業者に対しては速やかにオンサイト・モニタリングを実施していく。

3. 検査実施状況

➤ オンサイト・モニタリングの状況

(「平成30年度 証券モニタリング概要・事例集」より)

- ✓ 平成28年度からは、オフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントの結果を踏まえ、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定。
- ✓ 第二種金融商品取引業者に対しては、投資者から寄せられた情報等を活用し、ファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。
- ✓ 投資助言・代理業者に対しては、主に顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘を行っていないかの観点からの情報収集を行った。

(1) 業態別検査実施状況

| 業務の種別等 | 年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 検査対象業者数(※) |
|-------------------------------------|----|------|------|------|------|------|------------|
| 第一種金融商品取引業者 (証券会社等) | | 69 | 77 | 61 | 16 | 19 | 294 |
| 投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等) | | 16 | 15 | 7 | 4 | 0 | 370 |
| 第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等) | | 108 | 72 | 32 | 9 | 2 | 1,174 |
| 投資助言・代理業者 | | 29 | 42 | 28 | 8 | 4 | 985 |
| 登録金融機関(銀行等) | | 9 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1,043 |
| 金融商品仲介業者 | | 8 | 18 | 19 | 2 | 0 | 860 |
| 適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等) | | 23 | 31 | 30 | 20 | 0 | 2,235 |
| 合計 | | 271 | 266 | 185 | 61 | 25 | 6,961 |

| | | | | | |
|--------------|-----|-----|----|----|----|
| 問題点が認められた業者等 | 118 | 105 | 72 | 67 | 35 |
| 証券検査結果に基づく勧告 | 18 | 16 | 18 | 35 | 10 |

※検査対象業者数は平成30年3月末時点

(2) 勧告等の推移

●金融商品取引業者等に対する行政処分に関する勧告

| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|----------------------|----|----|----|----|----|
| 勧告件数 ^(注1) | 18 | 16 | 18 | 35 | 10 |
| 検査結果に基づく勧告 | 18 | 16 | 18 | 35 | 10 |
| うち財務局長の行ったもの | 13 | 11 | 13 | 26 | 8 |
| 取引調査・犯則事件調査に基づく勧告 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(注1)平成26年度は、検査結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行ったものがあり、両項目に件数を計上したため、合計数と一致しない。

(注2)平成27年法律第32号による改正金融商品取引法の施行(平成28年3月1日)後の行為等に係る検査結果に基づき、勧告を行ったもの。

●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|------|----|----|----|----|----|
| 申立件数 | 2 | 6 | 3 | 1 | 2 |

(3) 検査実施状況 (平成25年4月から同30年6月までに勧告を行った業者等の数。)

▶ 法令違反行為別の指摘件数 (第二種金融商品取引業者)

| 無登録募集等 | 人的構成を有しない状況 | 無登録業者に対する名義貸し | 事実と相違する広告等 | 契約締結前交付書面の記載不備 | 契約締結時交付書面の記載不備 |
|--------------|----------------|---------------|-----------------|------------------|----------------|
| 2 | 8 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 顧客に対する虚偽告知 | 顧客に対する虚偽表示 | 重要な事項に関する誤解表示 | 顧客に必要な情報の不適切な通知 | 出資金の流用を知りながらの募集等 | 顧客の分別管理の未実施 |
| 8 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 虚偽の事業報告書の提出等 | 業務の運営等に問題のある行為 | 報告聴取命令の虚偽報告等 | 不正の手段による登録 | 金商業に関する不正行為 | 検査忌避 |
| 4 | 5 | 7 | 1 | 8 | 2 |

▶ 法令違反行為別の指摘件数 (投資助言・代理業者)

| 無登録募集 | 人的構成を有しない状況 | 無登録業者に対する名義貸し | 事実と相違する広告等 | 契約締結前交付書面の記載不備 | 契約締結時交付書面の記載不備 |
|--------------|----------------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| 10 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 顧客に対する虚偽告知 | 標識の未掲示等 | 断定的判断の提供 | 特別の利益の提供 | 法人関係情報の不備 | 顧客への利益提供 |
| 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 虚偽の事業報告書の提出等 | 業務の運営等に問題のある行為 | 報告聴取命令の虚偽報告等 | 帳簿書類の未作成・未保存 | 届出事項の未届出等 | 業務停止命令違反 |
| 1 | 8 | 1 | 2 | 2 | 1 |

(4) 平成29年度の総括

- 平成29年度は、25社の金融商品取引業者等の検査を実施
- 検査の結果、重大な法令違反等が認められた10社について、行政処分等を求める勧告を実施(※)
 - ⇒ うち、3社が第二種金融商品取引業者、1社が投資助言・代理業者

※ 証券取引等監視委員会は、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行ない、ホームページでの公表を行っている

Ⅱ 最近の主な指摘事項等

○行政処分勧告

平成29年度(同29年4月～同30年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業主たる業務とする業者)

| | 業者名 | 業種 | 担当 | 勧告日 | 勧告の原因となった法令違反行為等 | 処分内容 |
|---|---------------|----|----|----------|---|-----------------------------|
| 1 | アセットプランニング(株) | 二種 | 関東 | H29.5.12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴求命令に対する虚偽報告 ・ 検査忌避 ・ 報告徴求命令に対する報告書の不提出 ・ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 | H29.5.31 登録取消し 業務改善命令 |
| 2 | (株)FIPパートナーズ | 二種 | 関東 | H29.6.6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資金の回収可能性について把握・対応していない状況 | H29.6.13 業務改善命令 |

○行政処分勧告

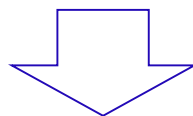
平成29年度(同29年4月～同30年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業主たる業務とする業者)

| | 業者名 | 業種 | 担当 | 勧告日 | 勧告の原因となった法令違反行為等 | 処分内容 |
|---|---------------------|----|----|------------|--|---------------------|
| 3 | ラッキーバンク・インベストメント(株) | 二種 | 関東 | H30. 2. 20 | <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 | H30. 3. 2 業務改善命令 |
| 4 | (株)グロースアドバイザーズ | 助言 | 関東 | H30. 2. 23 | <ul style="list-style-type: none"> 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的を持って行う投資助言行為及び自己取引を防止するための態勢が構築されていない状況 | H30. 3. 2 業務改善命令 |

Ⅲ 最後に

- 検査の役割は、金融商品取引業者等が、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つこと
- 投資者の保護という側面だけではなく、金融商品取引業者等の信用力の向上、ひいては業界全体の健全な発展を期待
- 一方、約7千社の検査対象会社を全て検査するには相当の時間を要する



したがって

金融商品取引業者等の皆様には、市場仲介者としての役割を適切に発揮していただくため、日頃から、自社の業務や内部管理態勢全般について継続的な点検を実施していただきたい

【参考】

証券取引等監視委員会HP

「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」

「証券モニタリング概要・事例集」

「金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について」等

ご清聴ありがとうございました

金融商品取引に関する情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel:0570-00-3581 (証券取引等監視委員会)

